

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 1 5 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役国立文楽劇場長 佐藤 和男

1. 調達概要

- (1) 件 名 令和 8 年度国立文楽劇場 1 階収蔵庫内資料調査及び写真撮影等業務
- (2) 履行場所 大阪府大阪市中央区日本橋 1 丁目 1 2 番 1 0 号（国立文楽劇場構内）
- (3) 概 要 独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場所蔵資料の資料目録を作成するための調査を行う。所蔵資料のうち国立文楽劇場内 1 階収蔵庫の資料の一部を調査し、資料の調査データ作成及びデジタル写真の撮影を行う。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第 1 6 条及び第 1 7 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和 8 年度の「役務の提供等」で A、B 又は C 等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において近畿地域の当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (6) 博物館等（博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 条に規定する博物館、同法第 3 1 条に規定する博物館に相当する施設及びそれらと同等以上の規模の施設（文部科学省の実施する社会教育調査の対象となる施設に限る。）のことをいう。）において、令和 3 年 4 月 1 日以降に 1 件以上の資料撮影の実績（博物館等の承諾を受けて行ったものに限る。）を有すること。なお、撮影実績にはデジタルスキャン撮影は含まない。
- (7) その他、仕様書に定める技術的要件を満たす者であること。
- (8) 分任契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場長）が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場事業推進課事業推進係 中西

電話番号 06-6212-5085 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、令和8年9月15日(火)から独立行政法人日本芸術文化振興会HP(トップページ>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年9月15日(火)から令和8年10月9日(金)午後5時まで

上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

※(1)～(3)の受付は土曜、日曜及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(4) 競争執行の日時及び場所

令和8年10月20日(火)午前11時

大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場 5階会議室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 誓約書の遵守 上記2.(8)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)

(10) 詳細は入札説明書による。